

J A F 公 認 準 国 内 競 技 公 認 番 号 2 0 1 7 年 第 5 0 0 4 号

J A F 九 州 ラ リ ー 選 手 権 第 1 戦

J M R C 九 州 ラ リ ー チ ャ ン ピ オ ン シ リ ー ズ 第 1 戦

(J M R C 九 州 ラ リ ー チ ャ レ ン ジ 部 門 第 1 戦)

MCA CAPRICCIO

2 0 1 7

2 0 1 7 年 3 月 1 8 日 (土) ~ 1 9 日 (日)

中 ・ 上 級 者 向

特別規則書



後 援 福 岡 県 築 上 郡 上 毛 町

オーガナイザー

J A F 加 盟 ク ラ ブ モ ー タ リ ス ト ク ラ ブ あ か し や (M C A)

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則及びその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則及びその付則、2017年日本ラリー選手権規定、ラリー競技開催規定、JMRC九州ラリー統一規則及び本競技会の特別規則書に従い準国内格式競技として開催される。

第1条 競技会の名称及び格式

JAF公認 準国内格式 競技公認番号2017年第5004号

JAF九州ラリー選手権 第1戦

JMRC九州ラリーチャンピオンシリーズ 第1戦

（JMRC九州ラリーチャレンジ部門 第1戦）

MCA CAPRICCIO 2017（中、上級向）

第2条 競技種目

ラリー競技開催規定第2種アベレージラリー

指示速度走行区間なし（時間走行区間有り）

スペシャルステージ（タイムトライアル区間）有り

第3条 オーガナイザー及び参加申込場所

JAF加盟クラブ モータリストクラブあかしや

代表者 斉藤 龍

〒802-0985 北九州市小倉南区志井2-9-28

TEL 090-8914-9795

FAX 093-963-6225

第4条 大会役員

大会名誉会長 坪根 秀介（上毛町町長）

大会会長 安河内 孝

組織委員長 斉藤 龍

組織委員 里見 洋一 糸永 勝雄

第5条 競技会審査委員会

審査委員長 村瀬 晴信（JMRC九州）

審査委員 若杉 達哉

第6条 大会競技役員

競技長 斉藤 龍 副競技長 山北 研二

コース委員長 西坂 康人 副コース委員長 亀井 豊久

計時委員長 有田 啓二 副計時委員長 里見 洋一

技術委員長 武石 寿美 副技術委員長 後田 茂宏

救急委員長 末松 孝二

事務局長 佐保 智之

第7条 開催日

2017年 3月18日（土）～19日（日）

第8条 集合場所及び表彰式会場

集合場所18日 築上郡上毛町下唐原2334 ふれあいの家京築

19日 築上郡上毛町下唐原1625 湯の迫温泉 大平楽

表彰式会場 築上郡上毛町東下1512 たいへいの里

第9条 競技スケジュール

3月18日（土）

（レッキ受付） 13時30分～14時00分

（レッキ） 14時30分～

（受付A） 18時00分～18時30分

（車検A） 18時00分～19時00分

（ブリーフィング） 19時00分～

3月19日（日）

(受付B)	6時20分～	6時30分
(車検B)	6時20分～	6時40分
(スタート)	6時51分	(1号車)
(ゴール)	13時00分	(1号車予定)
(表彰式)	15時00分	(予定)

第10条 公式通知

本規則書に記載されていない競技運営に関する細則ならびに 指示事項は、公式通知によって指示される。公式通知は、大会本部前の公式掲示板に掲示される。

第11条 競技開催コース及び距離

1. 福岡県内の舗装路約100km (内SS約36km)
2. 当日の道路状況などによりコースを変更する場合がある。
3. 18日(土) レッキを行う(参加は任意)

第12条 参加者及び参加資格

1. クルーは、ラリー競技会に有効な対人賠償保険および搭乗保険(または共済等)に加入していること。
2. 1台の競技参加車両に搭乗するクルーは、ドライバー・ナビゲーターの2名とする。
3. ドライバー・ナビゲーターは、競技の終始を通じて有効な2017年度JAF国内競技運転者許可証B以上を所持すること。
4. ドライバー・ナビゲーターとも、出場車両を運転できる運転免許証取得後1年以上経過していること。
5. クルーは、競技中有効な1000万円以上の傷害保険または、JMRC全国共同共済に加入している事。なお競技会当日受付時にその保険証書(コピーでも可)もしくはJMRC九州発行のメンバーズカードを持参し提示する事。
他地区からの参加者は、所属地区が発行したJMRC全国共同共済加入を証明できる物を受付時に提示する事。

第13条 競技参加車両

1. 2017年日本ラリー選手権規定12条参加車両の規定に従ったRN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両、RR車両またはAE車両とする。
過給機付き車両のエアリストラクター(33mm)の装着は任意とする(未装着の場合エンジン・ECUはノーマル)
RPN車両の年次制限は行わない。
2. チャレンジ部門に参加できる車両は、当該年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両、RR車両、RB車両またはAE車両とする。
3. オープン部門に参加できる車両は、当該年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両、RR車両、RB車両またはAE車両とする。

第14条 健康管理

各クルーは、当日競技を走行し得る体力を有する者のみとする。

第15条 参加車両クラス区分

1. 本競技会においては下記のクラス区分とする。
 - RH-1クラス：気筒容区分無しのATのラリー車両およびAE車両
 - RH-2クラス：気筒容積1,586cc以下の2輪駆動のRPN車両
 - RH-3クラス：気筒容積1,500cc以下のラリー車両
 - RH-4クラス：気筒容積1,586ccを超える2輪駆動のRPN車両
 - RH-5クラス：気筒容積1,500ccを超え3,000cc以下のラリー車両
 - RH-6クラス：気筒容積3,000ccを超えるラリー車両

※RH-2クラスに車両重量について
九州ラリー選手権におけるRH-2クラスに参加する車両の最低重量は1,501cc~1,586ccの車両についてはラリー車両規定に定める最低重量に50Kgを足した重量とする。
1,500cc以下の車両はラリー車両規定に定める最低重量とする。
2. チャレンジクラス
 - チャレンジ1：2輪駆動車
 - チャレンジ2：4輪駆動車

3. オープンクラス

オープン1：2輪駆動車

オープン2：4輪駆動車

第16条 参加料

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| 1. 選手権 (RH-2、RH-3、RH-4、RH-5、RH-6) クラス | 42,000円 |
| 選手権 (RH-1) クラス | 20,000円 |
| 2. チャレンジクラス | 35,000円 |
| 3. オープンクラス | 25,000円 |
| 4. レッキ | 2,000円 |

* J M R C九州統一規則書第15条の規定により、当該参加者(ドライバー)のみ割引を適用する。

第17条 サービス

登録料 サービス車両 1台 2,000円
(1クラブ1台までとする。)

第18条 参加申込方法

1. 参加申込受付期間

2017年 2月27日～3月13日(必着)

参加者は、上記申込期間中に、参加申込書に所定の内容を記入し、参加料及びラリー競技に有効な保険証の写しを添えて申し込むこと。

2. 申込場所 第3条に同じ

3. 上記にて受付した参加料は、次の場合を除き返還しない。

- (1)本競技会が不可抗力のため取り止めになったとき。
- (2)受付期間中に参加者が取消を申し出たとき、及びオーガナイザーが参加を拒否したとき。
- (3)オーガナイザーは参加申込に対し、理由を示す事なくその申込を拒否する権利を有する。この場合参加料は返還する。但し、事務費用として¥1,000を差し引き返還する。

第19条 参加車両検査

1. ラリー車両規定に基づき参加車両検査を実施し、検査内容については次の通り行われるものとする。

前照灯、前部霧灯、制動灯、番号灯、方向指示灯、ホーン、マフラー、排気音、安全ベルト、非常用信号灯、赤色灯、消火器(2.0Kg以上)非常用停止表示板(三角)2枚、ヘルメット、牽引用ロープ、救急薬品、その他安全面。尚、技術委員長の要求する修正に応じない参加車両は出走することができない。

2. 車両の交換は、受付開始後30分以内に書面をもって申し出ること。

3. 競技車両は、必要に応じ車両保管される。(リタイヤ車両は除く)

4. 入賞した車両は再車検を行う。これに関する該当車両の仕様、整備解説書等は参加者にて用意すること。再車検に要する工具、部品、人員及び費用は参加者の負担とする。

第20条 競技番号及び指定ステッカー

1. 競技番号はオーガナイザーによって決定する。競技番号に対する抗議は一切受け付けない。
2. 参加車両はオーガナイザーの決めたゼッケン・ステッカー等を所定の位置に貼付すること。

第21条 クルー及び車両変更

1. 正式参加受理後のクルー及び車両の変更は認められない。但し、ナビゲーター及び参加車両については事由を記した文書が提出され技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

2. クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

第22条 ブリーフィング

ブリーフィングを行なう場合は、すべてのクルー及び参加者は必ずブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。(署名の無い場合出走できない)

第23条 クルーの遵守事項

1. 競技中いかなることがあろうとも道路交通法の遵守を最優先する。
2. 一般車両及び歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3. 明らかに追い越そうとしている車がある場合には、安全かつ速やかに進路を譲ること。
4. コース上で停車した場合には、後続車に対し自車の50メートル後方にて合図信号等で知らせること。
5. 登録したクルー以外は乗車してはならず、1名のドライバーによって150km以上連続して運

転してはならない。

6. リタイヤした場合は直ちに最寄りのオフィシャルにリタイヤ届を提出すること。提出が不可能な場合は電話等もしくは、その他の手段で競技会事務局に連絡すること。
7. 失格またはリタイヤした場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証及びその他の競技会関係貼付物を取り除くこと。
8. 安全ベルトは必ず装着し、オーガナイザーの指示したところでは必ずヘルメットを着用しなければならない。
9. 競技参加者は、競技運営上のあらゆる規定、指示に従い、常に明朗かつ公正に行動し、言動を慎みオーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第24条 スタート及び再スタート

1. スタートは競技番号順に1分間隔とする。
2. スタート合図後直ちにスタート出来ない車両は、役員によりスタートラインから前方に押し出され、当該車両は予定時刻にスタートしたのものとして扱われる。
3. 自車のスタート時刻の1分前までにスタート位置又はスタートエリア（スタートラインより約10m以内）につけない車両は、スタートすることは出来ない。
4. 再スタート地点を数カ所設ける場合もある。

第25条 ルート及び指示事項

1. ルートは試走車によって走行し定めルートブックに記載する。
2. ルートブックはレッキ受付又は、受付までに交付する。
オーガナイザーは、競技会審査委員会の決定により、天候、道路状況、その他の事情により予告なくルート及び指示事項を変更することがある。ルートの変更は、競技役員の合図又は、MCAの看板をもって指示する。
3. その他の事項は全て指示書に記載する。

第26条 チェックポイント（CP）及びフィニッシュ

1. CPでは、通過時刻を記入したチェックカードを発行する。
2. チェックカードの記入に対する異議申し立てはチェックを受けた競技役員に1分以内に行い、その役務を妨げてはならない。又、その判定に従わなければならない。
3. 異議申し立てに対するタイムロスには異議申し立ての成否に係わらず、オーガナイザーは責任を負わない。
4. CPはコース上に設置し、CP番号を掲示する、
各CPは白線にてコントロールラインを示し、参加車両の前部が通過した時に計測が行われる。
5. フィニッシュはチェッカーフラッグにて表示する。
6. CP及びフィニッシュの発見はクルーの義務とする。

第27条 チェックポイント（CP）及びフィニッシュの通過方法

1. 参加車両は各CP及びフィニッシュのコントロールラインを通過後は、後続車に追突されないように充分留意すること。
2. CPを見通す地点に入ってから時間調整を目的とした停車、著しい減速及びCP直前にての追い越しを禁止する。並進してコントロールラインを通過した右側の車両は計測を行わない。
3. CP及びフィニッシュに於いて、先着車は後続車のコントロールライン通過を妨げてはならない。

第28条 チェックポイント及びフィニッシュの開設と閉鎖

1. CP及びフィニッシュは先頭スタート車の予定通過時刻の15分前に開設し、閉鎖は最終スタート車の予定通過時刻の30分後とする。但し、状況により閉鎖時刻を繰り上げもしくは繰り下げる場合もある。
2. CP及びフィニッシュの開設時間外にCP到着した場合、たとえ役員からチェックカードが交付された場合であっても原則としてミス・チェックとして扱われる。

第29条 計時

1. 計時は日本標準時間を基準にしたオーガナイザーの所持する時計及び計測器を用いる。計時の誤差による抗議は一切受け付けない。
2. CPカードはCPライン通過時刻を分、又は秒もしくは1/10秒まで記入する。
3. 速度変更地点（PC）の計算は秒単位とし、秒未満は切り捨てとする。
4. 各CPのスタートは発行されたCPカードの時刻とする。

5. CP及びフィニッシュに於いて、先着車が後続車のコントロールライン通過を明らかに妨げているとCP役員が認めた場合、その時刻で後続車の到着時刻を計時することができる。但し、その場合は後続のコントロールライン通過を妨げる第一原因を成す先着車に対して第32条により減点を与える。

第30条 サービス及び給油

1. サービスは、オーガナイザーが指定したサービスエリア内でのみ、サービス員によって競技参加車両の点検修理を受けることが出来る。指定サービスエリア外でのサービス作業を禁止する。
2. タイヤ交換などのために車両をジャッキアップする場合、作業員の安全確保のため、同時にジャッキアップ出来る車輪は、2輪までとする。
3. 整備作業の範囲は下記の通りとする
タイヤ・ランプ類のバルブ・点火プラグ・Vベルトの交換、各部点検増し締め。
4. 上記以外の整備は競技会技術委員長の許可がなければ出来ない。
5. オーガナイザーが指定した給油所以外での給油は禁止する。

第31条 所要時間による減点

1. 秒計測区間の減点はCP・スタート・フィニッシュによって分割された区間の実走行時間と標準時間（正解）との差につき算出された区間の減点を加算する。（分計測及び申告CP区間は1分につき10点とする。）
2. タイムトライアル区間の減点は、所要秒を減点とする。

第32条 所要時間外の減点

1. 参加者の減点計算の誤りについては、増加誤りについてはそのまま減点、減少誤りについては正解減点に訂正し、その誤差を正解減点に倍加算する。
2. 第29条の5に対して、後続車のコントロールライン通過を妨げる第一原因を成す先着車に対して500点を加算する。
3. 競技参加者が他の競技参加者に著しく迷惑となる行為をした時、申告により相手方がそれを認めた場合1件につき500点を加算する。
4. コントロールシートの提出が規定時間に遅れた場合は、CP間の秒を切り捨て1分につき10点を加算する。
5. タイムトライアル区間のスタートにおいて反則スタートした場合は1秒につき10点を加算する。（審判員の判定に対する抗議は、一切受け付けない。）

第33条 成績

成績は、第31条、第32条の減点法により減点を合計し、少ない方を上位として順位を決定する。同減点の場合は、次の順位で上位を決定する。

1. 0区間の多い方
2. 抽選による

第34条 失格規定

下記に該当することが競技長によって認められた場合、その参加者は競技会審査委員会の裁定により失格とする。競技中失格と判定された参加者は、それ以降の競技続行はできないものとする。又、成績発表後に於いても失格の扱いを受けることがある。

1. 交通違反で警察に摘発されたとき。交通事故をおこした時。
2. 車両を破損し、その場所で修理不能の場合及び車両が道路運送車両の保安基準に合致しなくなった場合。
3. 自力で走行不可能となり、他車による牽引を受けた後、競技に復帰したことが判明した時。
4. 自転車以外より不正な情報及び援助を受け走行したことが判明した時。
5. 各競技車の標準通過時刻より早着15分以上又は、30分以上遅着した場合で、各CPに於いてチェック長によりこれを理由に失格を言い渡された時。
6. 競技役員の重要な指示に従わなかった時。
7. サービス地点以外の場所で車両の修理・給油・その他サービスを受けた時。
8. 故意・過失にかかわらず、コースを閉鎖した時。
9. 第19条の4による再車検に於いて不合格となった時。
10. 競技開催2ヶ月前から、上毛町内での本人又は関係者の練習を禁止する。その事実が発覚した場合。
11. チェックカードを紛失または、改ざんした時。

1 2. CPカードを紛失又はCP不通過で所要時間の計算が不可能となった時。

第35条 棄権 (リタイヤ)

競技参加者が競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員に申告し、リタイヤ届けを提出する事。さらに充分休養した後に行動すること。

第36条 競技打ち切りと成立

1. 競技の進行が全ての競技参加車両に対して不可能もしくは著しい障害になった時又は、他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の決定によって打ち切りが、なされる。
2. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切りまでにおけるものとする。

第37条 損害の補償

競技参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切を処理しなければならない。又、JAF、オーガナイザー及び大会役員並びに道路管理者が一切の損害賠償の責任を免除されていることを承知しなければならない。即ち、大会役員はその役務に最善をつくすことは勿論であるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任をJAF、オーガナイザー、大会役員、道路管理者は免除される。

第38条 抗議

1. 競技参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議する事が出来る。但し参加拒否及び競技会審判員の判定に対する抗議は出来ない。
2. 抗議はその理由を具体的に記述し、1件につき20,900円の抗議料を添えて競技長に提出する事。
3. 裁定の結果は、関係当事者に口頭をもって宣告される。
4. 抗議料は、その抗議が正当と裁定された場合又は、競技会審査委員長が返還を決定した場合のみ返還される。
5. 競技に関する抗議はフィニッシュ後30分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後30分以内にしなければ無効とする。
6. チェックカードに関する異議申し立ては、そのチェックポイントで直ちに行い、CPの責任者の判定を最終とし、これに対する抗議は受け付けない。又、道路状況等による交通障害に起因する抗議も一切受け付けない。
7. 第38条の1で抗議が正当と裁定されなかった場合、必要経費(業料、運搬費)全てを抗議者が負担するものとする。

第39条 賞典

各部門各クラス共 1~3位

各部門各クラスの参加台数が8台以上の場合、その50%までとする。

ただし、各部門各クラスとも最大6位までとする。

第40条 競技会の中止又は延期

保安上又は、不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定によって競技会の開催を中止、もしくはコースの短縮を行う事が出来る。又、再競技の場合の日時は公式通知をもって公表する。

第41条 本規則書の解釈

本規則書及び競技に関する諸規則(公式通知)の解釈についての疑義は、競技会審査委員会の決定をもって最終とする。

第42条 競技会についての連絡先

JAF加盟 モータリストクラブあかしや(MCA)

〒802-0985 北九州市小倉南区志井2-9-28

TEL 090-8914-9795

以上

MCA CAPRICCIO 2017

大会組織委員会